

2018年11月13日

デジタルデータソリューション株式会社 御中
代表取締役 熊谷聖司 殿

〒700-0026 岡山市北区奉還町1-7-7 オルガ5階
適格消費者団体 特定非営利活動法人消費者ネットおかやま
理事長 河田 英正
TEL : 086-230-1316
FAX : 086-230-6880

HP : <http://okayama-con.net/>

申 入 書

1 はじめに

当法人は消費者の権利擁護を目的として、消費者、消費者団体、消費生活相談員、学者、司法書士及び弁護士らで構成し、消費者契約法（平成12年法律第61号）第13条の内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体です。当法人の活動の一環として、消費者契約の約款や広告表示等の内容を検討し、その適正化のための提言を行っています（組織概要についてはホームページをご参照ください）。

この度、貴社が運営する「デジタルデータリカバリー」の作業規約に関し、消費者契約法に違反するのではないかと疑われる情報提供がございましたので、以下の申入れを行います。

つきましては、ご多忙中恐縮ではございますが、本書到達後1ヶ月以内に、下記申入れを受けての貴社のご対応如何について文書にてご回答いただければ幸いです。なお、回答の有無及び回答内容は原則として当法人のウェブサイト等において公表する場合がありますことを予め申し添えます。

2 情報提供内容について

貴社が運営する「デジタルデータリカバリー」の作業規約に、消費者契約法第8条1項第1～4号に違反する規約が存在する。

3 消費者契約法上の問題点

消費者契約法は第8条において、

次に掲げる消費者契約の条項は、無効とする。

- 一 事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項
- 二 事業者の債務不履行（当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものに限る。）により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項

三 消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項

四 消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為（当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものに限る。）により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項

と定めております。

しかし、貴社の作業規約には、単に「（貴社が）一切の責任を負いません。」とだけ記載されたものが多数存在しており、これらの規約は上記に該当するため、消費者契約法上は無効なものとなります。

なお、貴社の作業規約は、その名称に関わらず、消費者が貴社とデータ復旧契約を締結する際の契約内容となるものですから、当法人の申入れの対象となることは明らかであることを念のため付言しておきます。

また、貴社が取り扱うデータという商品の性質上やむを得ない規程であると反論されるかもしれませんが、消費者契約法には例外規定はございませんので、商品の性質に関わらず適用されるものであることは予めご了解ください。

4 結語

以上から、当法人は貴社に対して次のとおり申入れを行います。

貴社の作業規約の

- 1 第4条について、「この全ての過程で」以下の部分を、「この全ての過程で発生する瑕疵・障害について、当社の故意又は重過失による場合を除き一切責任を負いません」に、
- 2 第5条について、「ご返却後の」以下の部分を、「ご返却後の起動不具合が起きた場合でも、当社の故意又は重過失による場合を除き一切責任を負いません」に、
- 3 第8条について、「お手元に届いた際の」以下の部分を、「お手元に届いた際の破損等につきましては、当社の故意又は重過失による場合を除き一切責任を負いません」に、
- 4 第11条について、「破棄させていただく場合がございますが、」以下の部分を、「破棄させていただく場合がございますが、当社では当社の故意又は重過失による場合を除き一切責任を負いません」に

それぞれご改訂ください。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。